

議案第 67 号

三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 16 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項及び第 2 項中「3 年間」を「6 年間」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。